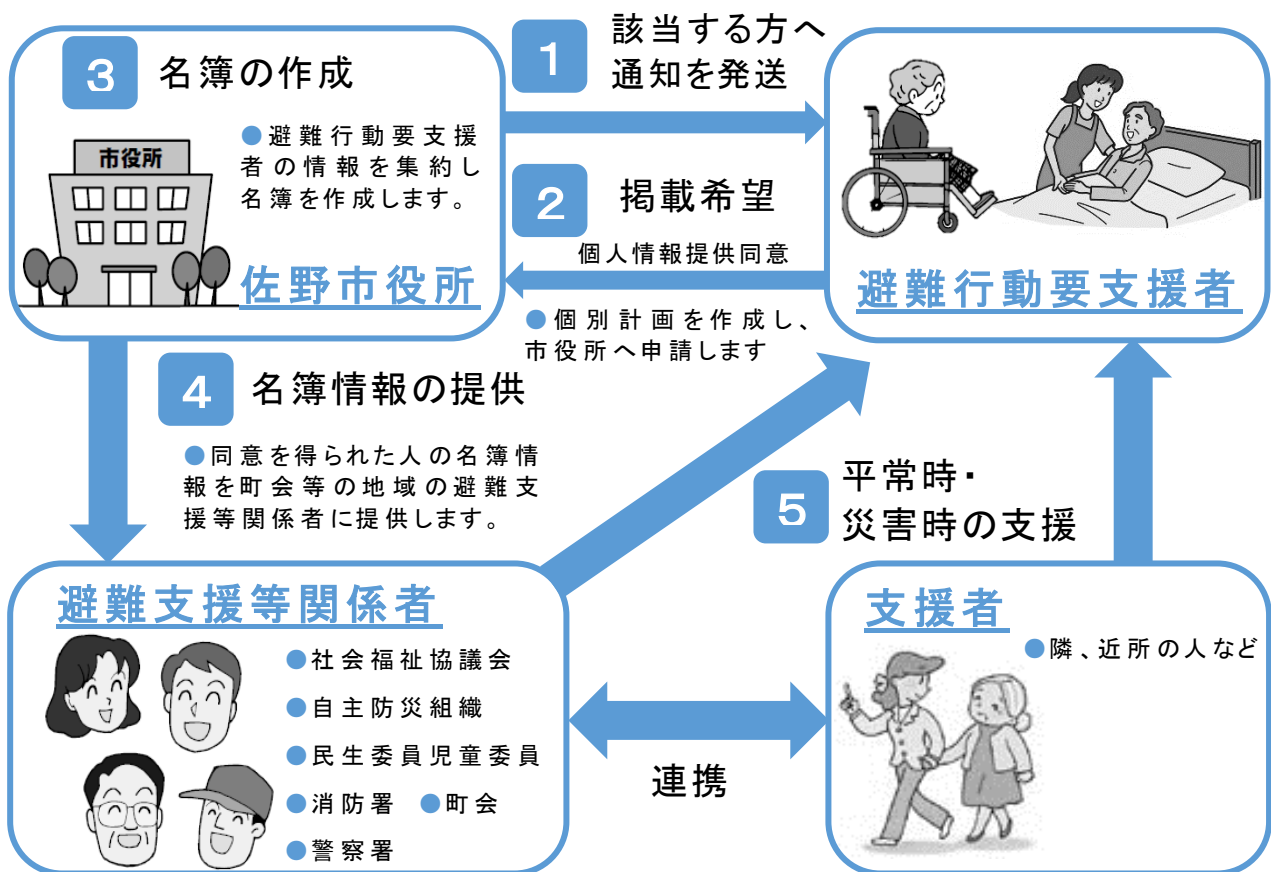


避難行動要支援者 避難支援について

◇ 避難支援のしくみ

佐野市では、お身体の不自由な方など、災害時に支援が必要と思われる方について、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この制度は、避難時の誘導や補助などの支援を希望する方が、ご自身の情報を町会などの地域の避難支援等関係者へ提供することについて同意することで、日頃からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導に役立てるものです。



◇ 同意確認について

避難行動要支援者の方には、市から「避難行動要支援者個別計画」の白紙を送付しますので、ご自身の名簿情報の提供について、同意する方は個別計画を作成してご提出ください。

情報提供同意確認書 (個別計画)

個別計画

●情報を提供してもよい場合は、個別計画を作成してご提出ください。

●情報を提供したくない場合は「同意しない」とその理由1～4のいずれかに丸を付けてご提出ください。

個別計画

なまえ _____

◇ どうして市が名簿を作成するの？

災害対策基本法の改正に伴い、平成26年4月より災害時に自ら避難することが困難であり支援が必要な方の名簿作成が市町村に義務付けられました

◇ 名簿掲載対象者は？

在宅で生活していて、次の要件に該当する方になります。

- ① 要介護3以上の方
- ② 身体障がい者手帳1・2級を交付されている方
- ③ 療育手帳A1・A2を交付されている方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を交付されている方
- ⑤ 難病者（神経系）
- ⑥ その他①～⑤以外で災害時の支援が必要な方

※①～⑤に該当する方は、市が把握した対象者を名簿に掲載しています。

※⑥に該当する方は、名簿に掲載するための申し出が必要です。

◇ 同意した場合に提供される情報は？

個人情報の提供に同意した場合には、個別計画（以下の内容）が支援者へ提供されます。

- ・氏名 ・住所 ・性別 ・生年月日 ・電話番号などの連絡先
- ・支援が必要な理由（要介護度、障がい者手帳の等級など） ・避難支援者や避難場所など

◇ 情報の提供先は？

名簿情報は、避難支援等関係者（防災担当部局、町会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防署、警察署、社会福祉協議会）に提供されます。

◇ 提供するとどうなるの？

提供された情報は、地域での支援体制づくりや、災害時の避難支援や安否確認に活用していたくことを想定しています。

※ただし、災害時の支援等が必ずなされることを保証するものではありません。

◇ 個人情報は守られるの？

避難行動要支援者の避難支援制度に携わる人には守秘義務があり、個人情報を適切に取り扱うことになっており、避難支援に関することや災害時の安否確認以外に情報を利用することを禁止しています。

◇ 注意事項とお願い

この制度は、地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。情報を提供することで、地域の人があなただけを知り、災害時に支援してもらえる可能性は高まります。しかし、災害時の状況によっては、避難支援等関係者なども被災者になりえますので、必ずしも支援を受けられるとは限りません。自分の身は自分で守るという心構えと災害への備えを忘れずに、普段から積極的に周囲の方とのコミュニケーションをとるよう心がけましょう。